

一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように一般事業主行動計画を策定する。

- 1 計画期間 平成 27 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日（4 年間）
- 2 内 容

目標 1 計画期間中に育児休業等の取得状況を次の水準以上にする。

男性職員：1 人以上取得

女性職員：取得率 80%以上

－取得率とは－

$$\frac{\text{計画期間内に育児休業等をした職員の数}}{\text{計画期間内に出産した職員の数}} \geq 80\%$$

《対策》 平成 27 年 4 月～

- ・育児休業等に関する諸制度の内容・手続き方法等について、学内用ホームページ等を活用し、職員に周知・啓発する。

目標 2 所定外労働時間の削減を促進する。

《対策》 平成 27 年 4 月～

- ・平成 25 年 6 月 1 日から実施している毎週水曜の「ノー残業デー」を促進する。

目標 3 年次有給休暇の取得を促進する。

《対策》 平成 27 年 4 月～

- ・平成 25 年 6 月 1 日から実施している「バースデイ休暇（※1）」及び「リフレッシュ休暇（※2）」を促進するとともに新たな有給休暇取得の為の休暇を導入する。

（※1）家族や家庭における絆やコミュニケーションを深めるため、ご本人の誕生日の前後 1 週間の範囲内に年次有給休暇を 1 日取得する。なお、業務の都合上、指定の範囲内で取得困難である場合は、誕生日以降 1 ヶ月以内に取得する。

（※2）自己研鑽や就労意欲・活力の向上・促進を図るため、年間を通して連続 2 日間の年次有給休暇を取得する。ただし、夏期休暇、年末年始休暇、特別有給休暇（就業規則第 43 条）及びゴールデンウィークと組み合わせた連続取得はリフレッシュ休暇としない。